

第17回東アジア首脳会議（EAS）

議長声明（和文概要）

（2022年11月13日）

【EASのレビューと将来の方向性】

●国連憲章の原則に基づく多国間主義及び法の支配に基づく国際秩序の強化におけるEASの重要な役割を支持することを強調。（パラ3）

【協力分野】

（環境及びエネルギー）

●特に設立後はASEAN気候変動センター等の関連するプラットフォームを通じて、ベストプラクティスの共有及び技術的専門知識の提供を通じたものを含め、EAS参加国に対して、気候変動の適応及び緩和に関する協力を強化することを慫慂。（パラ11）

●EAS参加国に対して、エネルギー協力を一層強化することを慫慂。エネルギーの移行を加速化させるための資金動員、技術アクセス及びイノベーションの重要性に留意するとともに、EAS参加国が、コミットメントを強化するとともに、持続可能で気候変動に対応できるインフラに向けた投資を拡大及び移行するためのイニシアティブを拡大させていることを歓迎。（パラ13）

（金融）

●継続的な地域金融協力を通じた外部からのショックに対する地域の強靱性の一層の強化、及びマクロ経済及び金融発展に関する意見交換に対する支持を表明。（パラ16）

（国際保健及び感染症）

●COVAX AMCの枠組を通じて提供された地域的支援及びASEAN加盟国に対する多国間及び二国間のワクチン供与に関する貢献を歓迎。（パラ18）

●新型コロナ感染拡大の多面的影響を軽減し強靱な回復に向けて地域を支援するためのEAS参加国間の集団的取組の強化の重要性を強調。医療制度、人間の安全保障、経済統合、デジタルトランスフォーメーション及び持続可能性と

いった5つの広範な戦略におけるASEAN包括的復興枠組（ACRF）の実施に関する顕著な進展に留意。ACRFの効果的な実施を支援するための協力及びパートナーシップを引き続き強化するとのコミットメントを再確認。（パラ23）

（災害管理）

●One ASEAN, One Responseに関するASEAN宣言の実施への支持を改めて表明。ASEAN防災緊急対応協定（AADMER）作業計画（2021-2025）の優先プログラムを実施し、災害管理及び緊急対応に関するASEANの主要な地域調整機関としてのASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）の能力を強化することに対する継続的な支持を再確認。（パラ24）

（ASEAN連結性）

●地域の貿易、投資及びサービスの競争力を促進し、新型コロナ感染拡大からの社会経済の回復を支援するために、連結性を促進することの重要性を再確認。ASEAN連結性マスタープラン（MPAC）2025のASEANによる実施を支援するための取組を賞賛するとともに、一層具体的な連結性プロジェクトの開発を期待。（パラ26）

（経済協力及び貿易）

●世界貿易機関（WTO）をその中核としたルールに基づいた非差別、開放的、公正で、包摂的、公平かつ透明な多国間貿易システムを強化することへのコミットメントを再確認。ASEANが中心的役割を果たしつつ、EAS参加国間の経済関係を強化する重要性を強調。地域経済安全保障、地域経済統合及びグローバル・サプライチェーンの強靱性を一層強化し、地域における開発格差を是正するため、EAS参加国が直面している共通の経済課題に関する一層の対話を慫慂。地域的な包括的経済連携（RCEP）参加国は、2022年1月1日にRCEP協定が発効したことを歓迎し、同協定の完全かつ効果的な実施を期待。（パラ30）

●主要な地域経済問題に関する継続的な調査と分析について、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）を賞賛。ERIAにおける「デジタル・イノベーション、サステナブル・エコノミー・センター」の設置を歓迎。（パラ32）

（海洋協力）

●特に1982年の国連海洋法条約（UNCLOS）等の国際法に従ってEAS参加国間の海洋協力を強化することへの支持を表明。ASEAN地域フォーラム（ARF）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）及びASEAN海洋フォーラム拡大会合（EAMF）等のASEAN主導のメカニズムとの補完性を強化する必要性を強調。UNCLOSの普遍的で統一された性格を前文において強調し、また、UNCLOSが海洋及び海における全ての活動がその中で実施されなければならない法的枠組みを定め、海洋セクターにおける国、地域及び世界的な行動及び協力の基礎として戦略的に重要であり、その完全性を維持する必要があることを再確認している国連総会（UNGA）決議A/RES/76/72に留意。（パラ36）

【地域及び国際情勢】

（朝鮮半島）

●ほとんどのEAS参加国が、今年の大陸間弾道ミサイル（ICBM）実験を含む北朝鮮による弾道ミサイル発射の最近の急増、及び核兵器使用の可能性に関する事態をエスカレートさせ不安定化をもたらすレトリックに重大な懸念を表明。全ての当事者による継続した平和的な対話の重要性を強調し、非核化され、平和で繁栄した朝鮮半島の恒久的な平和と安定を実現するための韓国の取組への支持を表明。多くのEAS参加国は、北朝鮮に対し、全ての関連する国連安保理決議を完全に遵守することを求め、全ての関連する国連安保理決議の完全な履行へのコミットメントを改めて表明するとともに、朝鮮半島の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な非核化を平和的な方法で実現するための国際的な取組に留意。当事者による平和的な対話に資する雰囲気促進の上で、ASEAN主導のプラットフォームの活用を通じたものを含め、建設的な役割を果たす用意があることを改めて表明。拉致問題の即時解決を含む国際社会の人道上の懸念の問題に対処することの重要性について表明された見解に留意。（パラ43）

（南シナ海）

●南シナ海における平和、安全保障、安定、安全並びに航行及び上空飛行の自由を維持し促進する重要性を再確認するとともに、南シナ海を平和、安定及び繁栄の海とすることの利益を認識。2002年の南シナ海における行動宣言（DOC）を全体として完全かつ効果的に履行することの重要性を強調。複数のEAS参加国は、進行中のASEANと中国の間での協力強化の取組を歓迎

するとともに、相互に合意したタイムラインの中で、1982年の国連海洋法条約（UNCLOS）を含む国際法と整合的で、実効的かつ実質的な南シナ海における行動規範（COC）の早期妥結に向けた進行中の交渉を歓迎。2022年5月25日から27日のシェムリアップにおける第36回DOC共同作業部会（JWG-DOC）及び2022年10月1日から3日のプノンペンにおける第37回JWG-DOCの開催を通じて、COC交渉テキストシングルドラフトの対面での文言交渉が再開されたことを歓迎。UNCLOSを含む国際法と整合的で、実効的かつ実質的なCOCの早期妥結を期待。COC交渉に資する環境を維持し促進する必要性を強調。緊張を緩和し、事故、誤解及び誤算のリスクを軽減させ得る実践的な措置を歓迎。特に当事者間の信用及び信頼を強化するための信頼醸成措置と予防措置をとることの重要性を強調。UNCLOSを含む国際法を遵守することの重要性を再確認。（パラ44）

●南シナ海の状況について議論し、信用と信頼を損ない、緊張を高め、また、地域における平和、安全及び安定を損ない得る、地域における埋め立て、活動及び深刻な事案について、複数のEAS参加国から懸念が表明された。相互信用と信頼を高め、紛争を複雑化又は悪化させ平和、安全及び安定に影響し得る活動に当たって自制し、状況をさらに複雑化させる可能性のある行動を回避する必要性を再確認。UNCLOSを含む国際法の諸原則に従って紛争の平和的解決を追求する必要性を一層再確認。DOCで言及された事項を含め、南シナ海における状況を更に複雑化させ、緊張を高め得るクレイマント国やその他全ての国による全ての活動の実施における非軍事化及び自制の重要性を強調。

（パラ45）

（台湾海峡）

●複数のEAS参加国は、各々の「一つの中国」政策を改めて表明しつつ、兩岸問題の平和的な解決を求めた。（パラ46）

（ミャンマー情勢）

●ミャンマーにおける最近の情勢について広範に議論し、4名の民主活動家の死刑執行を含む同国の状況、並びに同国の人道状況を悪化させている暴力の拡大及び市民の殺害について深い懸念を表明。2022年1月のフン・セン・カンボジア王国首相によるミャンマー訪問及び2022年3月及び6月下旬から7月上旬にかけてのミャンマーに関するASEAN議長特使としてのプラック・ソコン・カンボジア王国副首相兼外務国際協力大臣によるミャンマー訪問を含め、状況に対処するための取組を歓迎。大多数のEAS参加国が、5つの

コンセンサスの履行にほとんど進展がないことに深い失望を表明。地域の平和と安定に対するコミットメントを改めて表明するとともに、ASEANがミャンマーの民主主義への復帰を積極的、平和的かつ建設的に支援し、人道支援の提供を促進するための支援を行う用意があることを表明。これに関し、「5つのコンセンサス履行に関するASEAN首脳レビューと決定」の採択を歓迎。ミャンマーに関するASEAN議長特使が可能な限り早期にミャンマーの関係者と関与することへの支持を表明。(パラ47)

(暴力的過激主義、急進化、テロ対策)

●国、準地域及び地域レベルでのテロ対策の効果的な実施を通じて、テロ及びテロの急進化を助長する暴力的過激主義に対抗するというコミットメントを再確認。(パラ48)

(持続する地域的枠組)

●より広範なアジア太平洋及びインド洋地域におけるASEANの関与のための指針としてのインド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)の重要性を改めて表明。相互信頼、相互尊重及び信用を一層促進し、地域の平和及び繁栄に貢献するため、AOIPで記載された優先分野、すなわち、海洋協力、連結性、持続可能な開発目標(SDGs)、経済等の分野における実質的な協力を強化し促進することを慫慂。(パラ50)

(ウクライナ情勢)

●ウクライナにおける紛争に関し、多くのEAS参加国は、国連憲章に記されているようなウクライナの主権、政治的独立及び領土一体性を尊重する必要性を再確認。ウクライナ情勢について議論し、特に国連安保理及び国連総会といった様々なフォーラムで表明された各国の立場を想起。ほとんどのEAS参加国が、ウクライナ侵略への非難を表明。多くのEAS参加国が、核兵器は決して使用されてはならないことを強調。国連憲章を含む国際法の遵守、並びにASEAN憲章及び東南アジア友好協力条約(TAC)において記されている基本原則の遵守を繰り返し求めた。戦争の即時終結及び国連憲章の原則に基づいた公正な平和の重要性を強調。国連総会決議で確立された人道、中立及び公平の基本原則に従った人道支援の提供における国連事務総長、国連機関及び赤十字国際委員会(ICRC)の役割の重要性を認識。ウクライナにおいて困窮している人々に対する人道支援への迅速かつ安全で妨害されることのないアクセスの促進を求めるとともに、一般市民、人道支援従事者及び脆弱な状況にある人々の保護を求めた。いくつかのEAS参加国は、ウクライナにおける状況の

根本的な原因に対処すべきであり、全ての国に関する正当な懸念は考慮されなければならないという見解に留意。多くのE A S参加国は、ウクライナのT A Cへの加盟を歓迎。(パラ5 1)

(その他の事項)

●2023年にインドネシアで予定されている第18回E A S首脳会議の開催を期待。(パラ5 3)

(了)